
社会教育関係団体 届出のしおり

南陽市教育委員会 社会教育課

目 次

1	社会教育関係団体とは	P 1
2	社会教育関係団体登録の要件	P 2
3	登録・届出の方法	P 3
4	社会教育関係団体に認定されると	P 3
5	届出の受付場所	P 4
6	申請書のダウンロード	P 4

【書き方編】

南陽市社会教育関係団体認定申請書	P 5
南陽市社会教育関係団体変更・解散届	P 6
南陽市社会教育関係団体認定通知書	P 7
南陽市社会教育関係団体チェックシート	P 8
団体紹介シート	P 9

【参考】

会則（規約）の例	P 10
会員名簿の例	P 11
活動計画書の例	P 12
予算書の例	P 13
実績報告書の例	P 14
決算書の例	P 15

南陽市教育委員会では、市内における社会教育及び生涯学習に関する事業及び活動を行うことを主たる目的とする団体を社会教育関係団体と認定し、教育施設の使用料（冷暖房料等を除く）を減免し、活動の支援をしています。

1 社会教育関係団体とは

社会教育関係団体とは、学習、文化、スポーツなどの社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とし、その活動を地域文化、スポーツの向上や生活文化の振興、さらには社会福祉の増進などにつなげる自主的な運営をする団体で、教育委員会に申請し登録された団体のことをいいます。

(1) 社会教育に関する事業とは

社会教育関係団体が行う社会教育に関する事業とは、さまざまな技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をより良くするために行われる学習・文化・スポーツ等の活動のことです。これらの活動には、団体の会員同士で行われるものだけでなく、会員以外の人にも対象に広く公開されるものがあります。

具体的には

- 学習活動（話し合い、ワークショップ、講演、講習、研修など）
- 体育・レクリエーション活動（各種スポーツ、野外活動）
- 文化・芸術・芸能活動（料理、手芸、写真、演劇、音楽、絵画など）
- ボランティア活動（子ども・高齢者に関わるボランティア、まちづくりのボランティアなど）

※この他、公民館の事業や環境整備などにも積極的に参加しましょう。

(2) 自主的な運営とは

学習・文化・スポーツ・まちづくりなどの活動を行おうとする人たちが自主的に団体をつくり、活動の目的、内容、方法、役割分担、予算、会費などを会員同士で話し合っ活動を進めていくことです。また、活動は継続的に行われ、地域に開かれていることが必要です。

(3) このような団体は社会教育関係団体ではありません

会員によって民主的に運営されているのが社会教育関係団体で、塾や民間各種教室のように講師（先生）が中心になって月謝をとり活動を進めている団体は、社会教育関係団体ではありません。

2 社会教育関係団体登録の要件

以下の要件を満たす団体が社会教育関係団体です。

- ①国又は地方公共団体の支配に属さない団体である。
- ②目的が社会教育、学習活動であり、その活動成果が期待できる。
- ③会員が自主的に活動計画を立て、運営を行っている。
- ④継続的に活動している。
- ⑤主な活動場所や事務局が市内である。
- ⑥実際に活動している会員が5名以上で、そのうちの半数が市内会員（在住、在勤、在学）である。
- ⑦会員の対象が特定、限定されていない。
- ⑧会員は、自主的に会を運営できる年齢の者とする。ただし、青少年健全育成を目的とした活動で、成人を代表、責任者とし、ともに活動する場合は小学生以上を会員にできる。
- ⑨規則、会則を設けている。
- ⑩会長、副会長、会計、会計監査など役員を設けている。また、役員は原則として、市内会員である。
- ⑪総会、役員会を定期的に行っている。
- ⑫独自の経理機構（会計）を設けている。
- ⑬営利行為（商売・教室・個人の営利となる行為）をしていない。
- ⑭特定の政党や選挙候補者を支持、不支持する党の政治行為をしていない。
- ⑮宗教の布教行為をしていない。
- ⑯公益を害し風俗を乱す行為をしていない。

次のいずれかに該当する行為を行う団体は、認定を受けることができません。

- ①営利を目的とした事業又はこれに類する行為
- ②特定の政党の利害に関する政治活動及び特定の候補者を支持し、又はこれに反対する等の政治活動
- ③特定の宗教を支持し、支援する等の宗教活動
- ④公序良俗に反する事業及び行為
- ⑤公共の福祉に反する事業及び行為

3 登録・届出の方法

社会教育関係団体の認定については、**3年に1度**、必要書類を添付し申請をいただき、審査のうえ社会教育関係団体の認定を行うこととする。

(1) 必要書類

- ①南陽市社会教育関係団体申請書
- ②会則又は規約
- ③役員名簿及び会員名簿
- ④当該年度の事業（活動）計画及び予算書
- ⑤前年度の事業（活動）実績及び決算書（設立初年度の団体は不要）
- ⑥返信用封筒（認定通知書を郵送しますので、84円切手を貼ってください）
- ⑦団体紹介シート（広く一般に公開するための資料）及びチェックシート

(2) 提出先

主に使用している各地区公民館へ提出してください。

②～⑤は団体独自のもので可能。ただし、各種2部ずつ提出してください。

(3) 申請時期

6月～7月を一斉申請時期としますが、申請は随時受け付けます。

(4) 認定通知

提出していただいた書類を教育委員会内で審査し、社会教育関係団体と認定された団体には、認定通知書を送付いたします。

新規に申請をいただく場合、認定日は申請日からとします。

(5) その他

登録内容の変更（代表者、連絡先など）があった場合には、変更届を、解散又は消滅した場合は解散届を各地区公民館通してすみやかに教育委員会へ提出してください。

4 社会教育関係団体に認定されると

○社会教育関係団体に認定されると教育施設の使用料が減免されます。

（ただし、冷暖房用は実費負担です。）

○生涯学習活動推進のため、団体名や活動内容などを市ホームページで公開します。

5 届出の受付場所

施設名	所在地	電話・FAX
南陽市赤湯公民館 (えくぼプラザ1F)	〒999-2211 南陽市赤湯 791-1	TEL 0238-43-3466 FAX 0238-43-3467
文化センター (南陽市宮内公民館)	〒992-0472 南陽市宮内 3478	TEL 0238-47-3112 FAX 0238-47-3112
南陽市中川地区構造改善センター (南陽市中川公民館)	〒999-2204 南陽市川樋 6-2	TEL 0238-49-2343 FAX 0238-49-2343
漆山地区ふれあい交流センター (南陽市漆山公民館)	〒992-0474 南陽市漆山 1936-1	TEL 0238-47-2515 FAX 0238-47-2515
吉野森林交流センター (南陽市吉野公民館)	〒992-0582 南陽市荻 876	TEL 0238-41-2001 FAX 0238-41-2001
南陽市金山公民館	〒992-0471 南陽市金山 2054-1	TEL 0238-47-2258 FAX 0238-47-2258
南陽市防災センター (南陽市沖郷公民館)	〒999-2262 南陽市若狭郷屋 917-1	TEL 0238-43-2324 FAX 0238-43-2324
南陽市梨郷公民館	〒992-0478 南陽市竹原 2841-1	TEL 0238-47-7276 FAX 0238-47-7276

6 申請書のダウンロード

南陽市社会教育関係団体認定申請書等は、市のホームページからダウンロードできます。

南陽市のホームページ <http://www.city.nanyo.yamagata.jp/>

「歴史・文化・教育」→「生涯学習」→「社会教育関係団体について」

の順にお進みください。

問合せ先

南陽市教育委員会 社会教育課 社会教育係

〒999-2292

山形県南陽市三間通436番地の1 南陽市役所 4階

TEL 0238-40-3211 (内線548) FAX 0238-40-3388

e-mail:syakyo@city.nanyo.yamagata.jp

南陽市社会教育関係団体認定申請書

書き方

申請日を記入

申請日 年 月 日

南陽市教育長 殿

申請者（代表者）の住所・氏名を記入し、押印 申請者 住所

氏名 印

生涯学習・社会教育及び体育・文化活動を推進しますので、社会教育関係団体として認定くださるよう申請します。

どちらかに○を

認定番号	NO	今回は未記入で	新規・ <u>継続</u>
フリガナ 団体名	(フリガナ)	フリガナを必ず	サークル南陽
		団体名を記入 例) サークル南陽	
団体の目的及び活動内容	絵画好きが集まり、作品の制作・修練を通して、 会員同相互の教養の向上を図り、芸術の普及を目指して活動する		
代表者	住所	代表者の住所	連絡が取りやすい連絡先を
	氏名	代表者の氏名	(電話)
連絡先	住所	連絡先が別な場合記入	(電話)
	氏名		(電話)
事務所の所在地	事務所等がある場合記入 (電話)		
主たる活動場所	主な活動場所を記入 例) 赤湯公民館		
団体構成員数	例 13 名	構成員数を記入	(市内在住者 8 名) (在勤在学者 3 名) (市外の者 2 名)
団体設立年月日	平成25年 4月 1日		
指導料徴収の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 (有の場合は金額 月 1,000円) ・ 無		

留意事項

社会教育団体に認定された場合は、生涯学習活動推進のため、団体名及び活動内容等を市ホームページ等で公開します。

※添付書類(該当欄にレを付けてください。)

- 会則又は規約等
- 役員名簿及び会員名簿
- 当該年度の事業(活動)計画書及び予算書
- 前年度の事業(活動)実績及び決算書
- 社会教育関係団体チェックシート
- 団体紹介シート
- その他参考となる資料

()

南陽市社会教育関係団体変更・解散 届

書き方

申請日を記入

令和 年 月 日

南陽市教育長 殿

申請者（代表者）の住所・氏名を
記入し、押印

申請者 住所

氏名

印

社会教育関係団体の認定後に、下記について変更・~~解散~~となりましたので、変更・~~解散~~届を提出いたします。

		変更後	変更・解散前
認 定 番 号			
フ リ ガ ナ 団 体 名 (必 ず 記 入)			サークル南陽
団体の目的又は 活 動 内 容			
代 表 者	住 所	南陽市赤湯791-1	南陽市三間通436-1
	氏 名	赤湯 えくぼ	南陽 太郎
	電 話	40-1111	40-3211
連 絡 先	住 所		
	氏 名		
	電 話		
事務所の所在地			
事務所の電話番号			
上記以外の変更			
変更・解散年月日		令和3年 6月 13日	

※変更内容に関する書類を添付して下さい（該当欄にレを付けてください。）

- 会則又は規約等
- 役員名簿及び会員名簿
- その他参考となる資料

(

書き方

南陽市社会教育関係団体チェックシート

団体名 サークル南陽

1	家庭教育、成人教育、文化活動、体育などの社会教育活動を主な目的ですか。	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
2	公民館の事業、各種イベントなどへの参加や協力、学習成果を還元する活動を行っていますか。(発表、学習成果を活かしたボランティアなど)	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
3	入会にあたって特定の資格や条件を必要とせず、広く市民の参加を受け入れていますか。	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
4	活動計画があり、継続的な活動を行っていますか。	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
5	公の支配に属さない団体ですか。	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
6	構成員は5人以上ですか。	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
7	構成員の半数が南陽市在住、在勤または在学をしていますか。	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
8	意思を表明する代表者は明確ですか。また、代表者は成人ですか。	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
9	会則や規約はありますか。	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
10	自主財源を持ち、事業や活動の経費は団体で負担していますか。	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
11	特定の政党の利害に関する政治活動や特定の候補者を支持する団体ですか。(これを反対する団体も含みます。)	<input type="radio"/> はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ
12	公序良俗に反する事業や行為を行う団体ですか。	<input type="radio"/> はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ
13	営利を目的とした事業や行為を行う団体ですか。(商売・教室・個人の営利となる行為)	<input type="radio"/> はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ
14	決まった講師(指導者)がいますか。 「はい」の場合は15も記入下さい。	<input checked="" type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
15	代表と講師は同じですか。	<input type="radio"/> はい	<input checked="" type="radio"/> いいえ
	指導者氏名	南陽太郎	
	月謝はいくらですか。	1,000円	

書き方

団体紹介シート

令和3年6月30日現在

認定番号		新規 ・ 継続
フリガナ	サークルナンヨウ	
団体名	サークル南陽	
活動内容	絵画	
種目の詳細・流派・講師など	パステル画	
活動レベル	中級	
活動状況	年 <u>月</u> ・週 1回 木曜日 午前・ <u>午後</u> ・夜間 1時 ~ 4時 主な活動予定場所 赤湯公民館 その他の活動予定場所 沖郷公民館	
会員数	男性 5人・女性 8人 合計 13人	
構成員の年齢層	40才~70才	
会費	入会金 <u>なし</u> / 円、会費 年 <u>月</u> ・回 1,000円 (その他の必要経費など)	
団体のPR 入会したい方への メッセージなど	パステル画の好きな素人の集まりです。 パステル画に興味がある人大歓迎！ 一緒に書いてみませんか。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> ホームページ等でこのメッセージを紹介します。 </div>	
連絡先	フリガナ ナンヨウ 南陽 太郎 代表者 または 連絡員 氏名 連絡可能時間帯 9時~17時 電話 40-3211 FAX 40-3388 メールアドレス _____ 団体HP _____	

会則（規約）の例

※会の活動の実情にあわせ、会員で協議して作成して下さい。

_____会規約（会則）

第1条（名称・事務局）

本会は ● ● ● 会と称し、事務局を会長宅に置く。

第2条（目的）

本会は、● ● ● の学習を主体として活動し、技術向上と、あわせて会員相互の親睦をはかることを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 月 ● 回の ● ● の定例（練習）会
2. 目的達成に必要と認めた事業の実施

第4条（会員）

本会の会員は、南陽市に居住または勤務する者で本会の目的に賛同する者をもって組織する。

第5条（役員）

本会の役員は次のとおりとする。

会長1名、副会長 ● 名、会計 ● 名

第6条（役員を選出）

役員は総会において選出する。

第7条（役員の任期）

役員任期は ● 年とする。ただし、再任は妨げない。

第8条（会議）

本会は次の会議をおく。

1. 総会
2. 役員会

第9条（経費）

本会の経費は会費及びその他の収入をもってあてる。

会費は月（年） ● ● ● ● 円とする。

第10条（会計年度）

本会の会計年度は、毎年●月●日より始まり●月●日に終わる。

第11条（規約に発効）

本規約（会則）は令和 ● 年 ● 月 ● 日より発効する。

活動計画書の例

令和 年度活動計画書

1. 活動の目的（箇条書きなどで簡潔に）

--

2. 活動計画

活 動 名	実施時期	活 動 内 容

実績報告書の例

令和 年度 実績報告書

活動名	実施時期	活動内容

決算書の例

令和 年度 収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	差 引 増 減	備 考
計				

2 支出の部

(単位：円)

項 目	予 算 額	決 算 額	差 引 増 減	備 考
計				

3 収支差引残額

円